

○山口県県民活動支援センター規則

平成14年3月22日 山口県規則第 9号

平成17年7月22日 山口県規則第103号

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県県民活動支援センター条例(平成十四年山口県条例第五号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、やまぐち県民活動支援センター(以下「県民活動支援センター」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(平一七規則一〇三・一部改正)

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第九条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(平一七規則一〇三・全改)

(応募の手続)

第三条 条例第九条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
 - 二 県民活動支援センターの管理に係る事業計画
- 2 条例第九条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - 二 法人にあっては、登記事項証明書
 - 三 県民活動支援センターの管理に係る収支予算書
 - 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類
 - 五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
 - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(平一七規則一〇三・全改)

(指定の公示)

第四条 条例第九条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に掲載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

三 指定の期間

(平一七規則一〇三・追加)

(遵守事項)

第五条 県民活動支援センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、県民活動支援センターの設置の目的に沿って、これを利用しなければならない。

一 県民活動支援センターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

二 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が県民活動支援センターの管理のため必要があると認めて定めた事項

(平一七規則一〇三・旧第四条線下・一部改正)

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、県民活動支援センターの管理について必要な事項は、別に定める。

(平一七規則一〇三・旧第五条線下)

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一〇三号)

この規則は、公布の日から施行する。